

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から48年3月まで

昭和44年11月に結婚してA市に居住し、45年12月末に、夫の叔母の経営する近隣のアパートに転居した。国民年金保険料の集金人や夫の叔母からも保険料は払っておいたほうがいいと言われ、毎月、集金人に払っていた。夫の保険料だけ払って私の保険料を払っていなかったことは絶対になので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚が決まったため、仕事を辞め、昭和44年6月にA市から実家のB町に戻った。実家に戻っていた期間の国民年金保険料は父に頼んで納めてもらった。同年11月に結婚し、A市に居住したが、45年12月末に、夫の叔母の経営する近くのアパート（所在地は、C）へ転居した。結婚後、夫と私の保険料は、毎月、集金人に払っていた。その後、53年3月末に、D市へ転居した。」と供述している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号(\*)は、昭和40年12月7日にA市において払い出されていることが確認でき、D市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間のうち、44年7月から同年9月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していた記録が確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和44年10月から48年3月までの期間については、D市の国民年金被保険者名簿において、国民年金保険料を納付した記録は確認できない上、申立人は、申立期間当時の住所が確認できる書類（母子健康手帳等）を所持しておらず、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める住民票又は戸籍の附票の保存期間を経過しているため、申立人のA市及びD市における

申立期間当時の住所について確認することができない。

また、各自治体においては、現年度の国民年金保険料を収納していたところ、昭和48年6月以降に作成された申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳の納付記録を見ると、47年4月から48年3月までの期間の保険料を、翌年度の同年8月29日に一括して納付していることが確認できることから、毎月、集金人に、夫と自身の保険料を支払っていたとする申立人の記憶とは一致しない。

さらに、i) 昭和45年3月10日に、結婚後の本籍地であるD市において、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号(\*)が払い出されていること、ii) 48年6月以降に作成された国民年金被保険者台帳の住所欄に、A市内において、EからCに住所変更されていることが確認できることなどから判断すると、申立人に係るA市における住民票の住所と居所が一致した時期は48年6月以降であると考えられ、申立期間のうち、44年10月から48年3月までの期間の保険料については、住民票の住所と居所が異なっていたことから、A市において徴収員が国民年金保険料の集金を行うことができなかった可能性を否定できない。

加えて、申立人が申立期間のうち、昭和44年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 7 日から 41 年 5 月 10 日まで

「会社が倒産するらしい。」とのうわさ話を聞き、早めに次の就職口を探すために退社したと記憶しており、脱退手当金は受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、最初の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該未請求期間は 31 か月と比較的長期間であり、申立人は当該未請求期間の事業所において健康保険証をもらった記憶及び給与から社会保険料が控除されていた記憶がある旨述べていることを踏まえると、当時、申立人は当該未請求期間の事業所において厚生年金保険に加入していたことを認識していたものと考えられ、申立人が請求したのであれば、これを失念するとは考え難い。また、申立人が A 社において被保険者資格を取得した際の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社において取得した厚生年金保険被保険者記号番号が記載されているとともに「重取」（「重複取消」の略記）の記載があり、更新された同名簿の記号番号は、当該未請求期間の事業所において取得した記号番号に変更されていることが確認できる。以上のことから、当該重複取消の処理は、申立人が同社に在職中に行われたものと推認でき、申立期間に係る脱退手当金が請求されたと考えられる時点において同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、一部の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

また、申立人に支給されたとする脱退手当金の額は、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された標準報酬月額を基に算出した法定支給額と 716 円相違しているが、その原因は不明であり、脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和45年1月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年2月18日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を同年1月7日に、資格喪失日に係る記録を同年2月18日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月7日から同年2月18日まで

申立期間は、A事業所に勤務しており、企業年金連合会から厚生年金基金に加入している期間である旨の通知書が届いているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された企業年金連合会発行の「年金支給義務承継通知書」及び同連合会から提出された「厚生年金基金加入員台帳」から判断すると、申立人は申立期間にA事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないが、B企業年金基金から提出された申立人に係るC厚生年金基金における加入員資格取得届及び資格喪失届から、申立人の厚生年金基金の資格取得日は昭和45年1月7日、資格喪失日は同年2月18日となっていることが確認できる。

さらに、B企業年金基金の担当者は、「当時の加入員資格取得届及び資格喪失届は、社会保険事務所と健康保険組合に提出する分を合わせた複写式の届出用紙になっていた。」と供述しており、同用紙には複写式である旨の記載があることから、厚生年金基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年1月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年2月18日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC厚生年金基金に係る昭和45年1月の標準給与の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

## 滋賀厚生年金 事案 1151

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

国(厚生労働省)の記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和51年3月31日となっているが、私は同日に退職したため、調査をして、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の上司であり、総務関係業務を担当していたA社の取締役の供述から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該取締役は、「当時は会社を設立したばかりで、私が社会保険事務所(当時)に届出を行い、事務員に指示していた。当時の資料が無いので、正確なことは不明だが、資格喪失日を誤って届出を行った可能性がある。保険料については、給与から控除していたと思う。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、申立期間前後の昭和49年8月から55年4月までに厚生年金保険被保険者資格を喪失した13人(申立人を含む。)のうち、翌月1日の喪失者は6人、月途中の喪失者は6人であり、月末喪失者は申立人1人だけであることから判断して、事業主は、退職日を資格喪失日として誤って届け出た可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和51年3月31日までA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年2月の社会保険事務所の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため保険料を納付したか否かは不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和51年3月31日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀国民年金 事案 1031

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から45年3月まで

私は、学校卒業後、一度も就労の経験が無いため、20歳の頃から結婚するまでの私の国民年金保険料を両親が町内の集金人に納付してくれていたはずである。未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の両親が納付したと述べているところ、申立人の国民年金の加入手続を行ったのは、前後の手帳記号番号の加入者の資格取得日及び保険料の納付状況から、昭和45年4月頃と推認でき、加入手続を行った時点で申立期間のうち41年2月から42年12月までの保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間のうち昭和43年1月から44年12月までの期間の保険料についても加入手続を行った時点から過年度保険料となるところ、当時、町内会などの納付組織では過年度保険料を収納していない上に、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、婚姻後に作成された申立人に係る国民年金被保険者台帳の摘要欄には、未納の確認を行ったことを示す「41年2月から45年3月まで未納」の記述が確認でき、このことは、オンライン記録とも一致する。

加えて、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の両親は既に死亡しており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 1152

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 29 日から同年 9 月 27 日まで  
② 昭和 34 年 12 月 8 日から 37 年 8 月 5 日まで

「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきにより、A社に勤務していた申立期間①及び②について、脱退手当金を受給した記録となっていることを知ったが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①及び②の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和37年10月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている脱退手当金の受給資格のある女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和37年8月の前後2年以内に資格を喪失した51人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、38人に支給記録があり、うち34人が約6か月以内に支給決定されている上、申立期間当時に同社に在籍していた元労務担当者は、「当時は、退職者に脱退手当金制度の説明をした上で、受給手続をしていた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、当該未請求期間は、申立期間①及び②に係る厚

生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。